

岩国市英語交流センター

指定管理者募集要項

山口県岩国市

岩国市英語交流センター指定管理者募集要項

岩国市英語交流センター（以下「センター」という。）の指定管理業務を効果的かつ効率的に行うため、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第19号。以下「指定手續条例」という。）、岩国市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年規則第17号。以下「指定手續条例施行規則」という。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 岩国市英語交流センター
- (2) 所在地 山口県岩国市元町一丁目1番1号 レジデンス岩国駅東1F
- (3) 施設規模
 - 設置年月 令和4年3月
 - 延床面積 270.54 m²
 - 建物構造 鉄筋コンクリート造

(4) 施設内容

◆屋内部分（255.92 m²）

- ・エントランス
- ・コンサルティングスペース
- ・セミナースペース
- ・カフェスペース
- ・コミュニティスペース
- ・スタッフルーム
- ・倉庫
- ・イベント準備室
- ・トイレ
- ・授乳室

◆屋外テラス（14.62 m²）

◆その他

- ・駐車場 10台（うち身体障害者用1台）

(5) 設置目的

センターは、英語の学びや学び直しの機会の充実を図り、国際交流活動を促進することにより、魅力的な「英語交流のまち」を実現し、もって市民の福祉の増進を図ることを目的として設置するものです。

2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とします。ただし、指定管理者が、指定手續条例第10条に定める必要な指示に従わないとき、その他当該指定管理者の行う指定管理業務に重大な支障があるときは、指定期間内であっても指定管理者に対し指定の取消しをすることがありま

す。

3 指定管理者が行う指定管理の基準及び業務の範囲

(1) 指定管理の基準

センターの指定管理の基準は、岩国市英語交流センター条例（令和3年条例第26号。以下「条例」という。）、岩国市英語交流センター条例施行規則（令和4年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）、岩国市英語交流センター使用料に関する規則（令和4年規則第59号）及び岩国市英語交流センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとします。

ア 開館時間等

午前9時から午後7時までとします。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間等を変更することができます。

イ 休館日

火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日。

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができます。

ウ 利用の制限に関する事項

条例第7条に定める場合には、センターの利用を拒むことができます。

(2) 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

指定管理者の行う主な指定管理業務は次のとおりとし、詳細は仕様書のとおりとします。

ア センターの施設の利用許可に関する業務

イ センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

ウ 国際交流や市民の英語力向上に関する業務

エ カフェスペースの運営に関する業務

オ 広報活動に関する業務

カ 周辺地域の賑わい創出空間に関する業務

キ センターの維持管理及び修繕に関する業務

ク センターの清掃及び警備に関する業務

4 利用料金に関する事項

利用料金は、条例第17条の規定により指定管理者の収入とします。なお、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

(1) 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(2) 原則として既納の利用料金は利用者に還付できません。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができます。

(3) 事前予約等で、利用料金収受年度と利用年度が異なる場合においては、その利用料金は前受金として取り扱い、基本的に利用年度分の収入とします。指定管理者が変更となる場合は、次期指定管理者の収入として引き継いでください。

5 指定管理料について

市は、指定管理者に対して、センターの指定管理に要する経費を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、指定管理料として支払います。詳細は、仕様書のとおりとします。

6 法令等の遵守

センターの指定管理に当たっては、条例、規則のほか関係法令を遵守してください。詳細は、仕様書のとおりとします。

7 指定管理業務の継続が困難となった場合

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合において、市に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務が遂行できるよう引き継ぐ責務を負うものとします。
- (2) 市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合においては、双方協議の上、決定することとします。なお、指定管理業務の引継ぎにおいては、(1)のとおりとします。

8 申請の受付等

(1) 募集要項等の配布

ア 場 所：岩国市教育委員会教育政策課英語教育推進室（岩国市役所本庁舎 4階）

（山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号）

岩国市のホームページからもダウンロードできます。

イ 期 間：令和 5 年 8 月 7 日（月）から同年 9 月 13 日（水）まで

※ ただし、岩国市の休日を定める条例（平成 18 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 質問等：令和 5 年 8 月 18 日（金）から同月 28 日（月）までに質問書（任意様式）により、メール又は F A X で送付し、電話で教育政策課に到達を確認してください。ただし、電話での問合せには応じられませんので御了承ください。なお、質問に対する回答は、後日質問者にメールにより回答するとともに、市のホームページでその内容を一括して掲載します。

(2) 公募説明会及び現地説明会の開催

ア 日 時：令和 5 年 8 月 18 日（金） 10 時から

イ 場 所：岩国市英語交流センター

（山口県岩国市元町一丁目 1 番 1 号 レジデンス岩国駅東 1F）

ウ 参加方法：参加申込書を令和 5 年 8 月 16 日（水）17 時までに、岩国市教育委員会教育政策課

英語教育推進室に郵送又は持参してください。

※申込みがない場合は、開催しないことがあります。

(3) 申請の受付

ア 場 所：山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号 岩国市役所 4 階 岩国市教育委員会教育政策課英語教育推進室に持参又は書留郵便で提出してください。

書留郵便で提出する場合は、「岩国市英語交流センター指定管理 指定申請書」と明記してください。なお、受付期間内にアの場所に到達したもののみを有効とします。

イ 期 間：令和 5 年 9 月 5 日（火）から同月 19 日（火）まで

※ ただし、岩国市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

9 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体は、次に掲げる要件のいずれも満たす団体とします。

ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。

イ 団体及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法律行為を行う能力を有しないもの

(イ) 破産者で復権を得ないもの

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているもの（手続開始決定後のものは除く。）

(エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

(オ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しないもの（ただし、申請者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く。）

(カ) 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用するもの

(キ) 岩国市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの

(ク) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 号に定める暴力団、同条第 2 号に定める暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(ケ) 「岩国市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定のための意見を聴く会」（以下「意見を聴く会」という。）の構成員が経営又は運営に直接関与している団体

ウ 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者（取得見込みを含む。）を雇用している団体であること。

エ 申請時点で、岩国市内に事務所（本店、支店、営業所等）を置いている又は置こうとする団体であること（置こうとする団体である場合は、基本協定締結時までに岩国市内に事務所（本店、支店、営業所等）を有すること。）。

複数の団体等（以下「共同事業体」という。）が共同して申請する場合は、構成する団体の

うち1社は岩国市内に事務所（本店、支店、営業所等）を置いている又は置こうとする団体であること（置こうとする団体である場合は、基本協定締結時までに岩国市内に事務所（本店、支店、営業所等）を有すること。）。

(2) 共同事業体による申請

ア 共同事業体で申請する場合は、全ての構成団体が(1)のア及びイに掲げる要件のいずれも満たしている必要があります。

また、岩国市内に事務所（本社、支店、営業所等）を置いている又は置こうとする団体を代表団体とすること（置こうとする団体である場合は、基本協定締結時までに岩国市内に事務所（本店、支店、営業所等）を有すること。）。

イ 申請時に「共同事業体の結成に関する届出書」を提出してください。また、基本協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた共同事業体の協定を締結し、当該協定書の写しを提出してください。

ウ 「10 申請に必要な書類」に記載のある書類のうち、「(1)指定管理者指定申請書」、「(2)公の施設の管理の業務に関する事業計画書」、「(10)共同事業体の結成に関する届出書」及び「(11)団体の概要及び事業計画書の概要」以外の書類については、構成団体ごとに提出してください。

エ 共同事業体の構成団体は、センターの指定管理者に申請する他の共同事業体の構成団体となることはできません。また、単独で申請を行うこともできません。

オ 共同事業体が指定管理者に指定された後に、構成団体の脱退、変更等により指定管理業務を継続できなくなった場合は、当該共同事業体全体の指定管理者の指定を取り消す場合があります。

10 申請に必要な書類

次の書類を申請時に提出してください。提出部数は、各正本1部、副本10部（写し）です。

- (1) 指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則第4条第1項 様式第1号）
- (2) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書（指定手続条例施行規則第4条第2項 様式第2号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書
- (6) 国税、県税及び市税の納税証明書（滞納がない旨の証明書）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録
- (8) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 役員名簿
- (10) 共同事業体の結成に関する届出書（共同事業体で申請の場合のみ必要）
- (11) 団体の概要及び事業計画書の概要

11 指定管理候補者の選定

- (1) 選定の基準

- ア 公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。
- ウ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。
- オ 市民の英語の学びと、国際交流に資する運営が図られるものであること。

(2) 選定の方法

指定管理候補者の選定に当たり、幅広い意見を聴くため、学識経験を有する者等による「意見を聴く会」を開催します。事業計画書の内容の審査等については、(1)の選定基準による採点に基づく総合点数方式により行い、各選定基準の配点は、別紙のとおりとします。

審査に当たっては、10月10日(火)開催予定の「意見を聴く会」において、申請者1者当たり20分程度の事業計画書等のプレゼンテーション(説明15分程度、質疑5分程度)を実施します。

プレゼンテーションは、事業計画書等の内容に沿うものとしてください。なお、開催場所等については、別途申請者に通知します。

選定に当たっては、指定手続条例第4条の基準により審査し、最も適当と認める者を、指定管理者候補者として選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者全員に対して速やかに書面により通知します。

(4) その他

プレゼンテーションに要する物品の持込みは自由とします。ただし、電源、スクリーン等は市において準備します。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の候補者に選定された団体は、令和5年12月市議会定例会での議決を経て、正式に指定管理者に指定します。

このとき、議会に対する説明資料として「10 申請に必要な書類」の「(11)団体の概要及び事業計画書の概要」を基に議案を作成するので、「(2)公の施設の管理の業務に関する事業計画書」と「(11)団体の概要及び事業計画書の概要」は、必ず整合性が取れるものとしてください。

イ 指定管理者に指定された団体には、速やかに書面により通知します。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者とセンターの指定管理に関する細目的事項を協議し、指定期間全体に及ぶ事項を定めた「基本協定」及び単年度の取決め事項を定めた「年度協定」を指定管理者と締結します。

13 申請に関する留意事項

- (1) 備品の調達及び帰属は、仕様書のとおりとします。
- (2) 事故発生時等のリスク分担は、仕様書のとおりとします。

- (3) 指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市課税課にお問い合わせください。
なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。
- (4) 申請及び準備等で必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- (5) 提出期限後の申請書類の再提出、追加及び差替えによる提案内容の変更は、原則として認めません。
- (6) 提出された申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とし、又は指定を取り消す場合があります。
- (7) 提出書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません（ただし、(10)への対応を除く。）。
- (8) 提出書類は、意見を聴く会における資料として必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (9) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- (10) 提出書類は、岩国市情報公開条例(平成 18 年条例第 20 号)の対象となります。
なお、公の施設における管理運営は、公共性の高い業務であり、市民に対して一定の説明責任が生じることから、指定管理者の候補者となった者が提出した「10 申請に必要な書類」のうち「(2) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書」については、原則として全て開示します。
- (11) 申請者及びその関係者は、指定管理者の募集開始時から候補者が選定されるまでの間においては、意見を聴く会の構成員との接触を禁止します。

14 問合せ先

住 所：〒740 - 8585 山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

担当部署：岩国市教育委員会教育政策課英語教育推進室（岩国市役所本庁舎 4 階） 担当者：村中

電 話：0827-29-5201

F A X：0827-21-3456

E - mail：kyoui-so@city.iwakuni.lg.jp